

平成29年7月の大雨による被災者の介護保険の利用者負担額の減免等について

1. 減免の目的

大雨による災害により被害を受けた被保険者の申請に基づき、居宅サービス等に必要な費用を負担することが困難であると認められるものについては、福岡県介護保険広域連合介護保険条例施行規則（以下「規則」という。）第12条及び介護保険利用者負担額減額免除取扱規程（以下「規程」という。）第2条の規定により利用者負担額の減免を行うもの。

2. 対象者

- (1) 大雨による災害により住宅、家財又はその他の財産に損害を受け、損害の程度が床上浸水、一部損壊、半壊、全壊の者とする。
- (2) 住宅又は家財については、被保険者本人又はその属する世帯の生計を主に維持する者が所有するものとし、住宅は、被保険者及びその属する世帯の生計を主に維持する者が常時、起居する家屋に限ること。

3. 減免内容

災害の程度	給付割合	備考
全壊	100分の100	
半壊	100分の97	
3分の1程度	100分の95	床上浸水、一部損壊

- ※ 被害程度の判定は、原則として、市町村や消防署長等所管の関係官公署の長の発行する罹災証明により行う。
- ※ 罹災証明の内容が床上浸水の場合は、災害の程度を3分の1程度とし、損害保険金等により損害額が補填される場合は、減免の対象としない。
- ※ 罹災証明の内容が床下浸水の場合は、減免の対象としない。

4. 減免対象利用料

居宅サービス費、介護予防サービス費、地域密着型サービス費、地域密着型介護予防サービス費、施設サービス費、(介護予防)福祉用具購入費、(介護予防)住宅改修費の利用者負担額。

5. 減免の対象期間

申請日の属する月から6月以内とする。やむを得ない事情がある場合は、6ヶ月を限度として延長することが出来る。

特別の事情が無い場合は対象期間は6ヶ月とする。